



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 25 日(金)
第 8 5 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正 (762) (文化政策課) 2
	新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定 (763) (健康政策課) 3
	国土調査の成果の認証 (764) (農地・水保全課) 4
	保安林の指定予定 (765) (森林づくり推進課) 4
	土地収用法による事業の認定 (766) (技術企画課) 5
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (767) (中部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (768) (〃) 7
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (769) (中部総合事務所県土整備局) 7
	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (770) (西部総合事務所福祉保健局) 7
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (771) (〃) 8
	指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (772) (〃) 8
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビスの事業の廃止の届出 (773) (〃) 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (774) (東部福祉保健事務所) 9
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (775) (〃) 9
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (776) (〃) 9
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (26) (教育総務課) 10
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (27) (特別支援教育課) 10

告 示

鳥取県告示第762号

平成21年鳥取県告示第721号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金について、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき平成25年10月25日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成25年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 大ホール				1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 大ホール			
区分			利用料	区分			利用料
種別	設 備 名	設置数		種別	設 備 名	設置数	
略				略			
移動用	略			移動用	略		
効果器 具・効 果用照 明器具	スモークマシ ン	<u>2</u>	1 台 1 回 につき 910円	効果器 具・効 果用照 明器具	スモークマシ ン	<u>1</u>	1 台 1 回 につき 910円
略				略			
音響設 備器具	略			音響設 備器具	略		
	MDデッキ	2	1 台 1 回 につき 1,010円		MDデッキ	2	1 台 1 回 につき 1,010円
	MD／CDプ レイヤー	1	1 台 1 回 につき 1,010円		略		
略				略			
	マスターレコ ーダー	3	1 台 1 回 につき 1,010円		マスターレコ ーダー	3	1 台 1 回 につき 1,010円
	ソリッドステ ートレコーダ ー	2	1 台 1 回 につき 1,010円	略			
略				略			
備考 略				備考 略			
イ 小ホール				イ 小ホール			

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>設 備 名</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">音響設 備器具</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>MDデッキ</td> <td>1</td> <td>1 台 1 回 につき 1,010円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>MD/CDプ レイヤー</td> <td>1</td> <td>1 台 1 回 につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>マスターレコ ーダー</td> <td>1</td> <td>1 台 1 回 につき 1,010円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>ソリッドステ ートレコーダ ー</td> <td>2</td> <td>1 台 1 回 につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及び アトリウム</td> </tr> <tr> <td colspan="3">区分</td> <td rowspan="2">利用料</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>設 備 名</td> <td>設置数</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">セミナ ールー ム3</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>マイク (ワイ ヤレス・ハン ド型)</td> <td>4</td> <td>1 本 1 回 につき 900円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響設 備器具	略			MDデッキ	1	1 台 1 回 につき 1,010円	MD/CDプ レイヤー	1	1 台 1 回 につき 1,010円	略			マスターレコ ーダー	1	1 台 1 回 につき 1,010円	ソリッドステ ートレコーダ ー	2	1 台 1 回 につき 1,010円	略				略				備考 略				ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及び アトリウム				区分			利用料	施設	設 備 名	設置数	略				セミナ ールー ム3	略			マイク (ワイ ヤレス・ハン ド型)	4	1 本 1 回 につき 900円	略			略				備考 略				2 略				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>設 備 名</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">音響設 備器具</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>MDデッキ</td> <td>1</td> <td>1 台 1 回 につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>マスターレコ ーダー</td> <td>1</td> <td>1 台 1 回 につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及び アトリウム</td> </tr> <tr> <td colspan="3">区分</td> <td rowspan="2">利用料</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>設 備 名</td> <td>設置数</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">セミナ ールー ム3</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>マイク (ワイ ヤレス・ハン ド型)</td> <td>2</td> <td>1 本 1 回 につき 900円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響設 備器具	略			MDデッキ	1	1 台 1 回 につき 1,010円	略			マスターレコ ーダー	1	1 台 1 回 につき 1,010円	略				略				備考 略				ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及び アトリウム				区分			利用料	施設	設 備 名	設置数	略				セミナ ールー ム3	略			マイク (ワイ ヤレス・ハン ド型)	2	1 本 1 回 につき 900円	略			略				備考 略				2 略			
区分			利用料																																																																																																																																																						
種別	設 備 名	設置数																																																																																																																																																							
略																																																																																																																																																									
音響設 備器具	略																																																																																																																																																								
	MDデッキ	1	1 台 1 回 につき 1,010円																																																																																																																																																						
	MD/CDプ レイヤー	1	1 台 1 回 につき 1,010円																																																																																																																																																						
	略																																																																																																																																																								
	マスターレコ ーダー	1	1 台 1 回 につき 1,010円																																																																																																																																																						
ソリッドステ ートレコーダ ー	2	1 台 1 回 につき 1,010円																																																																																																																																																							
略																																																																																																																																																									
略																																																																																																																																																									
備考 略																																																																																																																																																									
ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及び アトリウム																																																																																																																																																									
区分			利用料																																																																																																																																																						
施設	設 備 名	設置数																																																																																																																																																							
略																																																																																																																																																									
セミナ ールー ム3	略																																																																																																																																																								
	マイク (ワイ ヤレス・ハン ド型)	4	1 本 1 回 につき 900円																																																																																																																																																						
	略																																																																																																																																																								
略																																																																																																																																																									
備考 略																																																																																																																																																									
2 略																																																																																																																																																									
区分			利用料																																																																																																																																																						
種別	設 備 名	設置数																																																																																																																																																							
略																																																																																																																																																									
音響設 備器具	略																																																																																																																																																								
	MDデッキ	1	1 台 1 回 につき 1,010円																																																																																																																																																						
	略																																																																																																																																																								
	マスターレコ ーダー	1	1 台 1 回 につき 1,010円																																																																																																																																																						
略																																																																																																																																																									
略																																																																																																																																																									
備考 略																																																																																																																																																									
ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及び アトリウム																																																																																																																																																									
区分			利用料																																																																																																																																																						
施設	設 備 名	設置数																																																																																																																																																							
略																																																																																																																																																									
セミナ ールー ム3	略																																																																																																																																																								
	マイク (ワイ ヤレス・ハン ド型)	2	1 本 1 回 につき 900円																																																																																																																																																						
	略																																																																																																																																																								
略																																																																																																																																																									
備考 略																																																																																																																																																									
2 略																																																																																																																																																									

附 則

この告示は、平成25年10月25日から施行する。

鳥取県告示第763号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定したので告示する。

平成25年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取瓦斯株式会社
 米子瓦斯株式会社
 一般社団法人鳥取県 L P ガス協会
 智頭急行株式会社
 若桜鉄道株式会社
 日ノ丸自動車株式会社
 日本交通株式会社
 一般社団法人鳥取県バス協会
 日ノ丸西濃運輸株式会社
 一般社団法人鳥取県トラック協会
 公益社団法人鳥取県医師会
 一般社団法人鳥取県薬剤師会
 鳥取医療生活協同組合鳥取生協病院
 社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会境港総合病院
 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
 特定医療法人財団同愛会博愛病院

鳥取県告示第764号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡琴浦町	平成21年度から平成24年度まで	琴浦町（大字八橋及び大字田越の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字八橋及び大字田越の各一部	平成25年10月25日
〃	〃	琴浦町（大字八橋の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字八橋の一部	〃

鳥取県告示第765号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
米子市大谷町272、281
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第766号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

琴浦町

2 事業の種類

成美小学校・成美保育園周辺整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 東伯郡琴浦町大字佐崎字佐崎地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

成美小学校・成美保育園周辺整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に準ずる教育又は学術研究のための施設及び同条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業であるため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である琴浦町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、保育園及び小学校の集約統合に伴い琴浦町立成美小学校・成美保育園（東伯郡琴浦町大字佐崎）周辺の土地（以下「本件土地」という。）を新たに駐車場等に整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業は、保育園及び小学校の集約統合に伴い不足する駐車場等を整備することで職員や保護者等利用者の利便性向上、交通混雑・交通事故の防止及び路上駐車防止や緊急車両の円滑な通行に付随して発生する周辺住民の安心・安全な生活の確保を図ることを目的としており、学校利用者の利便向上や地域の

安全確保等に相当程度寄与するものと考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとする事ができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、保育園、小学校それぞれに近隣に位置していること、道路と駐車場との出入りにおいて安全性が確保されること、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されており、本件土地の収用が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、平成26年4月の小学校統合、平成28年4月に予定されている保育園統合で見込まれる駐車場不足を解消するものであり、学校関係者（保護者等）からの駐車スペースを求める声等もあることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東伯郡琴浦町大字徳万591-2

琴浦町役場

鳥取県告示第767号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

鳥取県中部総合事務所長事務取扱鳥取県中部総合事務所地域振興局長 山 根 弘 和

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会医療法人仁厚会	医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	平成25年10月16日	平成25年11月15日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
ファーマスクエア株式会社	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	平成25年10月17日	平成25年10月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

鳥取県中部総合事務所長事務取扱鳥取県中部総合事務所地域振興局長 山 根 弘 和

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会医療法人仁厚会	医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	平成25年10月16日	平成25年11月15日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導
ファーマスクエア株式会社	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	平成25年10月17日	平成25年10月31日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第769号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

鳥取県中部総合事務所長事務取扱鳥取県中部総合事務所地域振興局長 山 根 弘 和

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
株式会社北和 代表取締役 伊藤 孝一	東伯郡北栄町 由良宿2031	東伯郡北栄町松神 字東峯965-1外6 筆（7,082平方メートル）	砂（3,641立方メートル）	平成25年11月1日から平成26年2月15日まで	平成25年10月15日

鳥取県告示第770号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
N P O 法人 え がおサポート L e a f & C H U C H U	米子市新開六 丁目 11-16	放課後等デイサー ビスぐんぐん	米子市新開六丁目 11 -16	平成 25 年 10 月 15 日	放課後等デイ サービス

鳥取県告示第 771 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 25 年 10 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
皆生タクシー株式会社	皆生タクシーケアセンター指定訪問介護事業所	米子市角盤町二丁目 3	平成 25 年 10 月 10 日	平成 25 年 10 月 31 日	訪問介護
株式会社港タクシー	港タクシーケアセンター指定訪問介護事業所	境港市上道町 1903-4	平成 25 年 10 月 11 日	〃	〃

鳥取県告示第 772 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 25 年 10 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
皆生タクシー株式会社	指定居宅介護支援事業所ぞうの花	米子市旗ヶ崎 2207	平成 25 年 10 月 10 日	平成 25 年 10 月 31 日

鳥取県告示第 773 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 25 年 10 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行って いた事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 いずみの苑	米子市淀江 町淀江1075	いずみの苑	米子市淀江町淀江1075	居宅介護、重 度訪問介護	平成25年9月 30日

鳥取県告示第774号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌ・ビ ー・ラボ	通所介護事業所エル スリークラブ鳥取	鳥取市卯垣五丁目 8	平成25年10月3日	介護予防通所介護

鳥取県告示第775号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人若 桜町社会福祉協 議会	社会福祉法人若 桜町社会福祉協 議会	八頭郡若桜町大字 若桜1247-1	平成25年10月 11日	平成26年3月 31日	訪問入浴介護

鳥取県告示第776号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
----------------	-----------------	------------------	-------	-------	---------

社会福祉法人若 桜町社会福祉協 議会	社会福祉法人若 桜町社会福祉協 議会	八頭郡若桜町大字 若桜1247-1	平成25年10月 11日	平成26年3月 31日	介護予防訪問入 浴介護
--------------------------	--------------------------	----------------------	-----------------	----------------	----------------

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第26号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年10月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成25年10月28日（月）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

鳥取県教育委員会告示第27号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年10月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県特別支援学校生徒情報共有システム開発・運用管理保守業務企画提案書評価委員会	特別支援学校生徒情報共有システム開発・運用管理保守業務に係る業者選定に関する事項	平成25年10月25日から平成26年3月31日まで	特別支援教育課